

中学生向け副教材の作成

学習指導要領の改訂：消費者教育を充実
平成24年度から全面実施、一部教科等については先行実施

[今までの消費者教育]
未然防止より、被害が起きた後への対処に重点
被害に遭わないと、自分のこととして考えられない

身に付かない

大学生の消費者被害相談件数
約2万件
高校までの消費者教育が不十分

第1回問題解決 ― 被害がなされている

ネットサービス	モニター商品	ポイント・ギフト	ポイント・メンバースhip
店舗で「アンケートに答えて」「お話を伺って感謝しましょう」などと近づき、商品・サービスを契約させる	モニター商品や「無料サービス」などと誘い高級商品・サービスを見せつける	注文されていない商品を一方的に送りつけ、受け取った以上義務があると消費者が誤解して代金を支払うことをもたらした手法	「商品が出たっけ」などと、電話やほかで催高直や営業所に呼び出し、商品・サービスを契約させる

第2回マルチ商法のしくみ

マルチ商法は、販売員がねまみ算式に集めることによって利益が得られるという販売方法である。自分が、一定の出資をして会員になり、さらに会員を増やすことに成功すれば利益が得られる。しかし、わずか17日目には日本の人口を超える会員がいないと利益が上がらない(右図)。大部分の会員は、出資だけさせられて損をする危険性が高い。

日数	全会員数
1日目	3人
2日目	9人
3日目	27人
4日目	81人
5日目	243人
10日目	679,049人
15日目	1,434,758,907人
17日目	1億2,914万782人

日本消費者協会「あなたも被害者―マルチ商法の危険―」解読書による

自分のこととして捉え、身に付く教育 ～生きる力～

今までとは違う視点で教材作成 (ex.心理学)

視聴覚教材とテキストの併用 (五感に訴える)

今までにない教材開発

教育の専門家、心理学者等有識者による検討

全国の希望する中学校へ配布(3割、約3,000校 各校170人想定)
【参考】EUにおける消費者教育学習帳「ダイアリー」
域内1/4の中学校で使用